

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年11月  
浅口市

## 序章 基本構想の策定にあたって

### 1 基本理念

本市では、恵まれた自然条件や地理的条件の下、高い技術と自然条件を生かした、地域色豊かな農産物が生産されている。

しかし、農業従事者の高齢化、後継者不在による担い手不足が深刻化しており、経営規模の拡大も容易には進まないなど、多くの課題を抱えている。

国においては、令和2年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として引き続き推進し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとしている。担い手対策については、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、経営規模や経営形態の別にかかわらず、経営発展の段階等に応じ、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として位置付け、農業内外からの人材確保と育成、経営基盤の継承、農業経営の法人化等を推進することとされている。

さらに、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。）の策定による地域農業の点検の加速化と各種施策の一体的な実施が不可欠であり、地域の農業者やコーディネーター役を担う地方公共団体、農業協同組合、農業委員会等の組織、農地中間管理機構が一体となって、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。

このような状況の中で、農業がやりがいのある職業として選択できるよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成の展開方向を示し、農業の発展に寄与することを目的とする。

### 2 目標年次等

この基本構想は、令和12年を目標とした。

なお、この基本構想は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行に伴い、変更するものである。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 浅口市農業の概況

本市は、岡山県の南西部に位置し、北は山間部、南は瀬戸内海に面する総面積66.46平方キロメートルの市である。

本市では、瀬戸内の温暖な気候のもと様々な農産物の生産が行われている。主な農産物として、水稻、果樹、花き、花木が栽培されてきており、近年では、トレビス、ズッキーニ、レモンの生産も行われている。

一方で、農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に承継されない又は担い手に集積されない一部荒廃した農地が増加傾向であり、また、近年では平坦地の地域において、大型商業施設の進出や宅地の造成が顕著に見られ、比較的小規模な農地が散在している地区が多く見受けられるようになった。このため、周辺農地への影響、今後の生産活動の低下が懸念されている。

### 2 浅口市農業の将来展望

本市の販売農家数は平成17年から令和2年にかけて、640戸から316戸と約50%減少している。今後も高齢化、後継者不在により担い手不足が深刻化し農家数の減少が進むことが予測される。また、農地の利用率の低下、ひいては荒廃農地の増加等、農地の効率的利用が課題となっている。

今後は、水田地帯では水稻と果樹類、野菜類及び畑作などによる複合型の農業振興を図るとともに、丘陵部では、もも及びレモンの栽培並びに従来からの花き及び花木の栽培を推進、高収益作物の定着化により地域としての産地化を図るものとする。また、認定農業者の掘り起こしや新規就農者の育成、定年退職者及び他産業に従事する者からの参入を図り、意欲ある担い手の確保に努めるとともに、経営規模の拡大を志向する農家に農地を集積することにより農地利用の効率化及び生産性の向上を図る。

本市においては、新規就農者の確保のための農作業体験施設、就農支援施設等については整備されておらず、本市の農業を発展させるためには、農業を担うべき者、とりわけ若い人たちにとって魅力のある農業の展開、活気に満ちた住みよい農村の構築が重要である。

特に、今日の産業界等で副業を容認する社会的な動きなども見られる中、副業先として農業を選択できる環境づくりを進める等、広く担い手確保のための支援を行う。

### 3 担い手育成の基本的な方向

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発

展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を確保、育成することとする。

一方、効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難である地域では、地域農業の維持・発展のために必要となる多様な担い手像を明確にし、こうした担い手が特産作物の生産、加工、直販活動、都市の交流等を通じて地域農業を活発化するなど様々な役割を果たすことができるよう努めるものとする。なお、マルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応等や情報提供等の支援を行う。

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とし農業経営の発展を目指す農業者が、地域における他産業従事者の年間所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり1,800時間程度）の水準の実現を目指す。

なお、「概ね」は8割とする（以下同じ）。

### (2) 育成・支援すべき担い手の対象

#### ア 認定農業者

基盤強化法第12条の規定により、市等（複数市町村で農業経営を営む場合は、営農区域に応じて県又は国）から農業経営改善計画の認定を受けた経営体

#### イ 認定新規就農者

基盤強化法第14条の4の規定により、市から青年等就農計画の認定を受けた経営体

#### ウ 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く。）

- ・年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなされる者
- ・農業経営改善計画の終期を迎え、認定農業者の再認定を受けなかった者のうち、従前の経営を維持又は拡大している者

#### エ 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

##### ・特定農業団体

基盤強化法第23条の規定により、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

・集落営農組織

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織

オ 今後育成すべき農業者

担い手に位置付けられていない経営体のうち、本市が今後育成すべきと考える経営体

カ 認定農業者等以外の農外から参入した企業

認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く、農外から参入した企業

### (3) 育成すべき担い手の目標数

「21世紀おこやま農業経営基本方針（以下「県基本方針」という。）」に掲げられた新規認定農業者の確保数の目標4年間で540経営体を踏まえ、本市においては年間1経営体の当該新規認定農業者の確保を目標とする。また、概ね10年後における育成・支援すべき担い手の対象の育成目標数は、17経営体とする。

## 4 地域の特徴を活かした農業経営の育成・支援

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向を考慮して、農業者又は農業関係団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを目的として、意欲と能力のある農業者を支援する。

本市は、農業協同組合、農業委員会及び農業普及指導センター等と連携し、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者等に対して、経営診断、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上を図るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を関係機関と連携し重点的に行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員及び農地利用最適化推進委員による掘り起こし活動を通して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等により、農業経営の規模拡大に資するよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するよう努め、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地

域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、作業の効率化を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発及び農地の有効活用等望ましい生産組織または、意欲的な農業経営体の育成に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に新規作目の導入・拡大、高品質化を推進する。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域農業の話し合いの場への参加・協力を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他農家等にも理解と協力を求めていくこととする。

特に基盤強化法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

近年増加している荒廃農地については、今後荒廃農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地を中心に荒廃農地の解消を目指す。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は、近年、下降ぎみの状況となっているが、振興作物であるもも・花き・花木・トレビスの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

県基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標「5年間で750人」を踏まえ、本市においては年間1人の当該青年等の新規就農者の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営体あたり年間農業所得200万円以上・組織経営体の場合、主たる従事者1人あたり200万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地や経験豊富な先輩農家の紹介については農業委員会が行い、技術・経営面については農業普及指導センター、農業協同組合等が指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すこととする。

### 農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻	<作付面積等> 水稻 500a 飼料米 500a 水稻作業受託 900a <経営面積> 1,000a	<資本設備> 作業場及び乾燥場 200㎡ 乾燥機等 1式 乗用管理機 1台 トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 防除装置 1式 草刈機 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> </ul>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>イチゴ 20a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>20a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場 100㎡</p> <p>ビニールハウス 2,000㎡</p> <p>高施設システム 1式</p> <p>暖房機 3台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>管理機 2台</p> <p>灌水ポンプ 1台</p> <p>トラクター 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> </ul>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>トレビス 120a (春まき、夏まき)</p> <p>&lt;経営面積&gt; 120a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場 100㎡</p> <p>ビニールハウス 200㎡</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>管理機 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>トラクター 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> </ul>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 + 水稲	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>もも 60a</p> <p>加納岩白桃10a</p> <p>白鳳 10a</p> <p>清水白桃 10a</p> <p>おかやま夢白桃 10a</p> <p>白皇 10a</p> <p>ゴールデンピーチ 10a</p> <p>水稲 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 90a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場 100㎡</p> <p>防蛾灯 60a</p> <p>スプリンクラー 60a</p> <p>スピートスプレー (共同) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>草刈機 1台</p> <p>運搬車 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>もも樹 60a</p> <p>水稲は全面委託</p>	<p>・複式簿記記帳に より経営と家計 の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入</p> <p>・摘果、袋がけの作 業に雇用を導入 し、過重労働の防 止を図る。</p>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 + 水稲	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>なし 100a</p> <p>愛宕 60a</p> <p>新高 40a</p> <p>水稲 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>130a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場 100㎡</p> <p>果樹棚 100a</p> <p>かん水施設 100a</p> <p>防風ネット 100a</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>バックホー（共同） 1台</p> <p>運搬車 1台</p> <p>草刈機 1台</p> <p>なし樹 100a</p> <p>水稲は全面委託</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・摘果、袋がけの作業に雇用を導入し、労働負担の軽減を図る。</p>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
植木 + 水稲	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>植木 50a サツキ・ツツジ 20a サザンカ、ツバキ 5a 梅、モジ 5a その他苗木 20a</p> <p>水稲 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 80a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場 50㎡ パワーショベル 1台 2tトラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 軽四トラック 1台 かん水ポンプ 1台 ビニールハウス 50㎡ 灌水施設 一式</p> <p>水稲は全面委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> </ul>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き + 水稲	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>小ぎく 60a</p> <p>盆出し 20a</p> <p>秋彼岸出し20a</p> <p>10月出し 10a</p> <p>11月出し 10a</p> <p>水稲 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>90 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場 100㎡</p> <p>育苗 150㎡</p> <p>灌水施設 一式</p> <p>トラクター 1台</p> <p>管理機 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>冷蔵庫 1台</p> <p>自動選花機 1台</p> <p>電照機具 1式</p> <p>水稲は全面委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・季節雇用を必要とするが、労働の質が高いことが要求されるので、周年雇用を目指す。</li> </ul>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花木専作	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>花木 200a</p> <p>エンタ 50a</p> <p>ヤギ類 50a</p> <p>黄金ヒバ 50a</p> <p>ふかし花木 20a</p> <p>その他花木 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>200a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場 100㎡</p> <p>かん水ポンプ 2台</p> <p>トラクター 1台</p> <p>管理機 2台</p> <p>動力噴霧機 2台</p> <p>軽四トラック 2台</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> </ul>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専作	<p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <p>経産牛 50頭</p> <p>トウモロコシ 500a</p> <p>イタリアンライグラス 500a</p> <p>WCS用稲 300a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>畜舎(鉄骨スレート) 492㎡</p> <p>業場農機具庫 1棟</p> <p>オガ置場 1棟</p> <p>攪拌搬送機 1台</p> <p>堆肥舎 800㎡</p> <p>尿溜(コンクリート)</p> <p>キャリロボ 2機4ユニット</p> <p>バークリーナー 50頭用</p> <p>バルククーラ 1500リットル</p> <p>トラクター 1台</p> <p>WCS用稲は稲作農家から購入</p> <p>飼養方法は、繋留</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ヘルパー制度の利用</li> <li>・パソコン簿記を利用した経営分析</li> </ul>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏専作	<p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <p>鶏 50千羽 (採卵)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>鶏舎(864 m<sup>2</sup>) 5棟 管理舎・洗卵室200 m<sup>2</sup> 鶏糞乾燥ハウス 1,000 m<sup>2</sup> かくはん搬送機 2台 成鶏ケージ 50,000個 自動給餌機 3×5セット 自動集卵機 6×5セット ショベルローダー 2台 鶏糞袋詰機 2台 動力噴霧機 2台 2tトラック 1台</p>	<p>・企業会計規則に基づき、複式簿記記帳により性格な会計帳簿を作成する</p>	<p>・近代的施設の導入により省力管理を行う</p> <p>・人材の確保・育成を図るため、社会保険制度を充実</p>

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すこととする。

なお、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

### 農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	<作付面積等> もも 40a 白鳳 10a 清水白桃 10a おかやま夢白桃 10a 白皇 10a <経営面積> 40a	<資本装備> 作業場 100m <sup>2</sup> 防蛾灯 40a スプリンクラー 40a 動力噴霧機 1台 草刈機 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台 もも樹 40a	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方法	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>トレビス 30a (夏まき)</p> <p>ズッキーニ 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 60a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>作業場 100m<sup>2</sup></p> <p>ビニールハウス 200m<sup>2</sup></p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>管理機 1台</p> <p>軽四トラック 1台</p> <p>トラクター 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> </ul>

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花木専作	<作付面積等> 花木 100a エシダ 25a ヤギ類 25a 黄金ヒバ 25a その他花木 25a <経営面積> 100a	<資本装備> 作業場 100m <sup>2</sup> かん水ポンプ 1台 トラクター 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽四トラック 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> </ul>

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・本市農業の担い手育成の基本的な方向は、第1に記載のとおりである。
- ・定年退職後に農業に従事する者、他産業に従事経験のある中高年者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者について、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供等の支援を行う。

#### 2 市が主体的に行う取組

- ・本市は、新たに農業を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の情報提供に努める。
- ・市は、県等と連携し、認定農業者が経営改善計画を達成し、また、認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、データベースの活用等を通じたサポートを行う。

#### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ・本市は、関係機関と連携し、就農希望者への情報提供や相談対応等のサポートを行う。
- ・農業委員会は、農業を担う者から農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・本市は、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、地域の特色等、就農希望者が必要とする情報を整理し、県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

##### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

上記第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と耕地面積に占める割合の目標を達成するためには、農地中間管理事業を中心に、利用権設定等促進事業等の活用により、育成・支援すべき担い手の規模拡大を進める必要がある。

##### ○ 農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の割合（耕地面積に占める割合の目標）	備考
27%	

##### ○ その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携しながら、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化の推進に努めるものとする。

地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

##### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積に努める。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際には、既存の認定農業者等の規模拡大努力の効果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で十分な調整を行うこととする。

また、農地中間管理事業も積極的に活用するよう促す。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「県基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

### 1 地域計画推進事業に関する事項

#### (1) 協議の場の設置

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本市ホームページの利用等に加え、他の農業者の集まりを積極的に活用する。

#### (2) 協議の場の参加者

参加者については、農業者、市、県、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

#### (3) 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

#### (4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

#### (5) 地域計画の策定の進め方

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき基盤強化法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
  - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
  - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、基盤強化法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要

な指導、援助に努める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、浅口市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和4年7月12日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年11月6日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。